

水産林政部関係 審議会等一覧

【No.1】

【No.1】

審議会等の名称	宮城海区漁業調整委員会	担当課室	水産業振興課 (海区委員会事務局)	
設置年月日	昭和37年7月			
設置根拠	地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第138条の4、第180条の5			
審議（協議） 事項等	農林水産大臣が定めた海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。			
委員数等	定員	現員	任期	次期改選
	15人	15人	4年	令和11年3月

【No.2】

【No.2】

審議会等の名称	宮城県内水面漁場管理委員会	担当課室	水産業振興課	
設置年月日	昭和26年1月			
設置根拠	地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第138条の4、第180条の5			
審議（協議）事項等	都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。			
委員数等	定員	現員	任期	次期改選
	10人	10人	4年	令和10年11月

【No.3】

【No.9】

審議会等の名称	宮城県森林審議会	担当課室	林業振興課 〔 森林保全部会 自然保護課 森林保護部会 森林整備課 〕	
設置年月日	昭和26年9月			
設置根拠	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第 6 8 条第 1 項			
審議（協議）事項等	知事の諮問に応じ、森林法の施行に関する重要事項を調査審議する。			
委員数等	定員	現員	任期	次期改選
	11人以内	11人	2年	令和 8 年 1 月

【No.4】

審議会等の名称	宮城県産業振興審議会（水産林業部会）		担当課室	水産林業政策室
設置年月日	平成12年7月			
設置根拠	産業振興審議会条例（平成12年宮城県条例第109号）			
審議（協議）事項等	知事の諮問に応じ、産業の振興に関する重要事項を審議する。			
委員数等	定員	現員	任期	次期改選
	20人以内	20人 （うち水産林業部会6人）	2年	令和7年7月

【No.5】

審議会等の名称	宮城県松くい虫防除対策協議会		担当課室	森林整備課
設置年月日	昭和51年1月			
設置根拠	宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領			
審議（協議）事項等	宮城県防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項、樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項、地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項、命令防除の実施区域に関し必要な事項、その他			
委員数等	定員	現員	任期	次期改選
	-	12人	3年	令和7年10月